

明治初期の図書館行政と田中不二麿 —岩倉米欧使節団との関連において—

中林 隆明

キーワード：田中不二麿、岩倉使節団、図書館政策

Tanaka Fujimaro, Iwakura Mission, Library and State

はじめに

明治5年8月3日（1872.9.5）、戦前の教育制度の根幹となる「学制」が頒布される。これは、基本的には大学区の下に、中学区、小学区を置き、それぞれに大学校、中学校、小学校を置く、いわゆるフランスをモデルにした教育制度である。その中で、図書館を中心に今日で言う社会教育機関をどのように位置づけていたのか、を論じるのが小論の主題である。

この時期、岩倉特命全権大使を長とする大使節団が、米欧に派遣された。しかも一行は、明治政府が樹立されたばかりで、政権の基盤が未だ固まらない明治4年11月12日（西暦1871.12.23 以下同じ）^{注1)}から明治6（1873）年9月13日の2年近くも、政府の最高首脳から成る政治家たちが大挙して出張する。それも、廃藩置県（明治4.7.14 = 1871.8.29）を断行した直後である。その使節団一行には、太政官政府を構成する主要官庁の大蔵、兵部、司法、宮内、文部、工部の各省からも理事官^{注2)}と随員が参加する。文部省からは、帰国後文部行政の最高指導者となる文部大丞田中不二麿と随員5名（後述）が米欧の教育調査を担当した。その調査報告が、各理事官の復命報告書『理事功程』中でも白眉といわれる田中のそれである。なお、上記の学制頒布の時は、田中が米欧出張で日本を留守にしていた時に当たる。この時の米欧及び明治9年の米国出張、そして帰国後の文部行政に田中の米欧での見聞がどのように反映したか、それを探るのが本稿の課題である。まず最初に、田中不二麿（1845.7.16 – 1909.2.1）の文部省在職時代の履歴を挙げておきたい^{注3)}。

明治4年10月12日（1871.11.12） 文部大丞

同年10月22日（1871.12.4） 岩倉使節団文部理事官

明治6（1873）年3月27日 文部省三等出仕。6月25日 正5位。11月2日 文部少輔

明治7（1874）年9月27日 文部大輔。11月5日 従四位

明治9（1876）年3月22日 米国フィラデルフィア博覧会出張命令。翌年1月8日帰国
明治12（1879）年9月29日 教育令（太政官布告40）
明治13（1880）年3月13日 司法卿に転出

なお、彼の在任中、文部卿の更迭が頻繁で、その欠員の間省務を管理した。具体的には、明治6年4月から翌年1月、翌7年5月から11年5月、11年12月から翌年9月までである。まさに、明治5年に始まる学制を日本社会にいかに根付かせるか、極めて重要な時期で、薩長を対立軸に、尾張藩出身の田中が懸命の努力を重ね、米欧回覧で、長州閥の総帥木戸孝允の知己を得たが、不幸にして木戸が倒れ、田中の教育改革は挫折するのである。

また、田中不二麻呂の表記は一般の使用例に従い、不二麿とした。

注1) 旧暦（太陰暦）を廃止して、西暦（太陽暦）にするのは、明治5年12月3日のことで、その日をもって明治6年1月元旦とした。そこで本稿では、明治6年以前についてはできるだけ陽暦を補記した。

注2) 各省理事官は次のとおり。戸籍頭田中光顕、陸軍少将兼兵部大丞山田顯義、司法大輔佐々木高行、侍従長東久世通禧、文部大丞田中不二麿、造船頭肥田為良。

典拠：大久保利謙編『岩倉使節の研究』（宗高書房 1976）pp.121-22

田中彰『岩倉使節団 明治維新のなかの米欧』（講談社 1977 講談社新書）pp.16-17

なお、各省「理事功程」の評価は、上記の大久保利謙『岩倉使節の研究』pp.138-43 参照

注3) 西尾豊作『子爵田中不二麿伝（尾藩勤皇史）』（名古屋・川瀬書店 1934 409, 附 50p.）
履歴書：附 pp.41-50。及び『教育時論』858（1909.2.15）p.38（田中子爵薨）

1. 明治初期の図書館行政—文化機関と社会教育機関の狭間

文部省は、前年の明治4年7月18日（1871.9.2）、文教行政を担当していた「大学」を廃して新たに設置されたものである。省創設後1年間は、まさに疾風怒濤の時期といえる。中でも、上記の学制頒布は画期的である。その準備には、省設置と同年の12月（1872. 1）、学制取締掛12名^{注1)}を箕作麟祥など洋学者を中心に発令する。そして明治5年1月には、早くも「学制大綱」の提出を見る。その後、正院、左院の審議を経て、従来からの複線型教育体系に代えて、フランス型の全国規模の単線方式の学校体系を作るのである。これには、旧幕府時代からの洋学者、なかんずくフランス学者の研究成果が大きく貢献する。ところで、図書館の単独法令が制定されるのは、明治32（1899）年11月11日の「図書館令」（勅令429）である。したがって、明治5年の学制に基づく教育行政の中心は、初等教育、中等教

育を担当する小・中学校、高等・専門教育を担当する大学、それに小・中学校の教員養成を専門とする師範学校を柱とする学校教育であった。その中で、図書館は一体どのように位置づけられていたのであろうか。

明治期の図書館に言及した教育法規を挙げると、次の①—⑥^{注2)}がある。即ち、明治 12(1879) 年の教育令で初めて図書館（書籍館）に言及するが、それは小学校区と結びつけて考えている。そこには、田中不二麿が文部省に奉職の翌月（1871.12）、直ちに理事官として岩倉使節団に同行して欧米の教育調査に従事し、そのため明治 5 年の学制公布には直接携わることのなかった彼の教育思想と、後で述べる図書館観が明瞭に窺える。（太字は筆者）

①教育令（1879 = 明治 12.9.29 太政官布告第 40 号）

第 1 条 全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統摂ス。故ニ学校、幼稚園、書籍館ナドハ、公立私立ノ別ナク、皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

②教育令改正（1880 = 明治 13.12.28 太政官布告第 59 号）

第 1 条（改変なし）

第 20 条 公立学校、幼稚園、書籍館等ノ設置廃止、其府県立ニ係ルモノハ文部卿ノ認可ヲ経ヘク、其町村立ニ係ルモノハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ

第 21 条 私立学校、幼稚園、書籍館等ノ設置ハ府知事、県令ノ認可ヲ経ヘク、其廃止ハ府知事、県令ニ開陳スヘシ

第 22 条 町村立私立学校、幼稚園、書籍館等設置廃止ノ規則ハ、府知事、県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ

③教育令再改正（1885 = 明治 18.8.12 太政官布告第 23 号）

第 1 条 全国ノ教育事務…学校、教場、幼稚園、書籍館等…（「教場」追加のみ変更）

第 15 条 学校、教場、幼稚園、書籍館等ニ公立私立ノ別アリ。地方税若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立トシ、一人若クハ数人ノ私費ヲ以テ設置セルモノヲ私立トス

第 16 条 公立…書籍館等ノ設置変更廃止、其府県立ニ係ル…（改正教育令第 20 条に同じ）

第 17 条 私立…書籍館等ノ設置変更ハ府知事県令ノ認可ヲ…（同上第 21 条に同じ）

第 18 条 町村立私立…書籍館等設置変更廃止ノ規則…（同上第 22 条と同じ）

④諸学校通則（1886 = 明治 19.4.10 勅令第 16 号）

第 1 条 師範学校ヲ除クノ外、各種ノ学校、又ハ書籍館ヲ設置維持スルニ足ルヘキ金額ヲ寄附シ、其管理ヲ文部大臣又ハ府知事県令ニ願出ルモノアルトキハ之ヲ許可シ、官立又ハ府県立ト同一ニ之ヲ認ムルコト得。但寄附人ノ望ニ依リ其名称ヲ附スルコトヲ得

第 3 条 学校、幼稚園、書籍館等ノ設置変更廃止、其府県立ニ係ルモノハ文部大臣ノ認可

ヲ経ヘク、其区町村立ニ係ルモノハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ。其私立ニ係ルモノハ設置変更ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘク、廃止ハ府知事県令ニ上申スヘシ

⑤小学校令（1890＝明治 23.10.7 勅令 215 号）

第 40 条 市町村ハ、幼稚園、図書館、盲哑学校、其他小学校ニ類スル各種学校等ヲ設置スルコトヲ得

第 41 条 私立ノ小学校、幼稚園、図書館、盲哑学校、其他小学校ニ類スル各種学校等ノ設立ハ、其設立者ニ於テ府県知事ノ許可ヲ受ケ、其廃止ハ之ヲ府県知事ニ上申スヘシ

第 94 条（附則） 幼稚園、図書館、盲哑学校、其他小学校ニ類スル各種学校等ニ就キテハ本令ノ規程ヲ適用スルコトヲ得…

⑥図書館令（1899＝明治 32.11.11 勅令 429 号）

第 1 条 北海道府県郡市町村ニ於テハ、図書ヲ蒐集シ公衆ノ閲覧ニ供セムカ為図書館ヲ設置スルコトヲ得

第 3 条 私人は本令ノ規定ニ依リ図書館ヲ設置スルコトヲ得

第 4 条 図書館ハ公立学校又ハ私立学校ニ附設スルコトヲ得

第 7 条 公立図書館ニ於テハ、図書閲覧料ヲ徵収スルコトヲ得

なお、明治 12（1879）年 11 月には、公私立書籍館設置廃止規則により、公立書籍館は、公立学校と同様に府知事県令の認可を、私立のそれは私立学校と同じく地方長官に届出ることになった。また明治 14（1881）年 1 月、府県立書籍館設置廃止規則^{注3)}を定め、設置目的、位置、開閉館規則、休日、參觀人心得、敷地・建物略図、坪数、經費収入支出・細目（同出）、名称、書籍部数の届出などを課し、さらにこれらの変更があった場合は伺い、届出など相当細かく規定する。同時に、町村立、私立書籍館設置廃止規則起草心得も定め、各地の書籍館設立の動きに対応している。これは、明治 15 年に小学生在学者の全国合計が 300 万人台に初めて達するなど、教育水準の上昇が反映したともいえる^{注4)}。

明治 19（1886）年 2 月 27 日、各省官制（勅令第 2 号 官報）が公布され、文部省も省務の責任分担（学務、編輯、会計の 3 局）が確立、さらに翌年の文部省官制中改正（勅令第 30 号 官報 10 月 5 日）で、専門学務、普通学務、編輯、会計の 4 局が設置される。

このうち、初等・中等教育を担当する普通学務局（5 課で構成）の中に、図書館、博物館、通俗教育等の今で言う社会教育関係の事務が含まれるのである^{注5)}。しかし、基本的には、明治 14（1881）年以来、高等教育と初等・中等教育をそれぞれ管掌する専門学務局と普通学務局を中心として、これに明治 33（1900）年から実業学務局が加わる体制をとってきた。そこで当然、社会教育、当時の言葉で言えば通俗教育関係業務は、専門、普通の両学務局の

いずれかに所属することになる。しかも、この分野は欧米をモデルとしてゼロから出発するとなれば、普通学務局の方がより近いことから、この選択になったのも頷ける。

最初にあげた明治 12（1879）年の教育令は、「自由教育令」の名で有名であるが、図書館（書籍館）を教育機関の一つとして規定した最初の法令といえる。つまり、学校教育とともに、社会教育行政も文部行政に含める意思表示とも言うことが出来る。このことは、次章（2）とも関係するが、同時に社会の秩序安寧を担当する内務省とも関わりを持つ。その意味で、明治 32（1899）年公布の図書館令は、従来小学校令などの教育法規の中で言及した図書館を、初めて単独法規で取り上げたものとして画期的である。

ここで、文部省における社会教育行政を見ると、先に述べた明治 32（1899）年の図書館令、同 44（1911）年の通俗教育調査委員会の設置など明治末に明確な位置づけがされたことが分かる。それがやがて昭和 4（1929）年 7 月の「社会教育局」に発展するには、若干の経過が必要であった。まず大正 8（1919）年に、初等・中等教育の担当部局である普通学務局内に、通俗教育、図書館、博物館、青年団体等を担当する第四課が新設される。同 10 年 6 月、文部省官制改正でこれまでの「通俗教育」の語を「社会教育」に改める。ついで同 13（1924）年 12 月の分課規程で、社会教育課が設置され、その事務分掌に、図書館・博物館、青少年団体、成人教育、通俗図書認定等に関する規定を盛り込まれ、昭和 4 年の社会教育局となるのである^{注6)}。その後の変遷としては、太平洋戦争中の同 17（1942）年 11 月の廃止を経て、敗戦直後の昭和 20（1945）年 10 月復活する。そして、昭和 63（1988）年 7 月「生涯学習局」と改称、さらに平成 13（2001）年 1 月文部科学省新発足とともに、現在の「生涯学習政策局」となるのである。

注 1) 学制取締掛 12 名（12 月 2 日付、河津のみ 12 月 19 日付辞令）

箕作麟祥（文部少博士）、岩佐 純（従五位）、内田正雄（編輯助）、長 芙（従六位）、瓜生 寅（文部少教授）、木村正辞（編輯權助）、杉山孝敏（正七位）、辻 新次（従七位）、長谷川泰（文部大助教）、西渕 訥（肩書き無し）、織田尚種（文部少録）、河津祐之（編輯助） 典拠：文部省『学制八十年史』（大蔵省印刷局 1954.3）pp.18-19。
なお、本書によると、上記 12 名の内、木村は国学者、長は漢学者、その他は洋学者である。

海後宗臣『明治初年の教育 その制度と実体』（評論社 1973）pp.52-53

注 2) 文部省『学制八十年史』（大蔵省印刷局 1954）p.754-893（資料編：教育法規）

黒田茂次郎・土館長言『明治学制沿革史』（金港堂書籍 1906 1273, 附録 99 p. 有明

書房複製 1992.2) 附録 pp.37-75

但し、①—⑥のうち、③は『学制沿革史』のみ記載。⑥は『八十年史』のみ記載する。

なお、引用した条文の句読点、アンダーラインは筆者が付した。

注 3) 黒田・土館『明治学制沿革史』 p.1144

注 4) 文部科学省『我が国の教育統計—明治・大正・昭和・平成—2001』(2001.2) p.5

註 5) 同官制第 6 条には、「尋常師範学校、尋常中学校、高等女学校、小学校、各種学校、幼稚園、図書館、博物館、及教育会、通俗教育等ニ関スル事務ヲ分掌」とある。

注 6) 文部省『学制八十年史』 pp.286-89

乗杉嘉寿「社会教育奉仕十五年の思出」『文部時報』730 (1941.7) pp.72-79

2. 文部省博物局と書籍館設置

日本における図書館開設は、学制頒布 2 日前の明治 5 年 8 月 1 日 (1872.9.3)、文部省博物局が旧湯島聖堂内に設置した書籍館に始まる。その頃までは、文庫の名が一般に使用されていた。これは、中国に倣った呼び名である。鎌倉時代の金沢文庫、江戸城内に置かれた紅葉山文庫等が有名である。明治期は、一般に書籍館、図書館、文庫の名が並行して使用されたが、徐々に図書館の語が支配的となった。通常図書館の語は、明治 10 (1877) 年、東京開成学校・医学校を合併して発足した東京大学図書館に始まるようで、明治 13 年 7 月、一時期文部省の手を離れて東京都に移管、「東京府書籍館」の名で東京府民に利用されていたものを再び復帰させ、東京図書館の名で再発足させる。その後徐々に、特に 20 年代以降、従来の書籍館、文庫に代わって図書館の名称が一般化する。これに拍車をかけたのが、先に述べた明治 32 (1899) 年の図書館令である。

ところで、明治 4 年 9 月 25 日 (1871.11.7)、文部省博物局が設置され、10 月 8 日湯島にあった文部省内に移転する。その際、大学南校物産局の備品を継承、湯島聖堂の旧大成殿を博物局展観場とした。明治 5 年 5 月 13 日 (1872.6.18)、博物局は大学講堂に書籍館を設置し、8 月 1 日 (1872.9.3) に開館するのである。ちなみに、同日 (八朔) は鎌倉、江戸両幕府開府の日と言われ、関東では吉日として尊重されたが、書籍館開館もそれに因んだものであろう。ところが、明治 6 (1873) 年 3 月、書籍館は博物館、小石川植物園とともに、突如として博覧会事務局に移管される。ちなみに同事務局は、同年ウィーンで開催の万国博「奥國博覧会」参加準備のために設けられ、佐野常民 (旧佐賀藩士) が事務総裁として日本館設営などの采配を振るった。後に述べる岩倉使節団も、これを見学している。

結局、明治 8（1875）年 2 月、再び文部省に復帰する。その間の事情については、既に別に論じたが^{注1)}、それには博物館に対する二つの考え方、殖産興業の拠点としての博覧会・博物館と教育機関としての博物館・図書館である。それは内務省と文部省、大久保利通と木戸孝允に象徴される。図書館・博物館が博覧会事務局への移管直後に帰国（明治 6.3.24）した田中不二麿は、文部省復帰に向けて必死の太政官折衝を行うが成功しない。明治 7 年 2 月、佐賀の乱が発生、大久保がその鎮圧で出張中、木戸文部卿が内務卿を兼任、教育觀を共有する田中のために動き、無事組織は文部省に取り戻すことができる。なお、博物館のモデルとなつたのは英國で、幕末・明治初期に多くの先覚者たちが見た図書館と博物館が一体となつた大英博物館（BM）にはなじみがあったこと、世界最初のロンドンで開催された万国博覧会（1851^{注2)}、それに続くフランス万博があり、しかも日本初参加となった幕末の 1867 年に開催のパリ万博には、江戸幕府、佐賀藩、薩摩藩がともに参加した経緯もあったのである。明治期の博覧会の開催、参加を主導したのが薩摩、佐賀藩出身者に多く見られたのもその系譜につなげてみると理解できことが多い。

以上のように、新しい工業技術の展示企画としての博覧会と、その常設展示場としての博物館は表裏の関係にある。薩摩藩の尚古集成館に見られる殖産興業の伝統は、大久保利通の内務省創設、博物館の父といわれる町田久成の思想につながる。ここに、町田と同じ薩摩藩名家の出で、ロンドン留学に同行した畠山義成^{注3)}がいる。彼は、岩倉使節団をワシントンで出迎え（1872.2.29 『木戸孝允日記』）、直ちに三等書記官に任命される（1872.3.2 『大日本外交文書』5－29）。岩倉使節団の出張報告書『米欧回覧実記』は久米邦武がまとめたものであるが、畠山義成は主に語学の面で外交活動を支えた。帰国後は文部省に勤務、病身を押して田中の文部行政を助ける。その間、学監モルレーの招聘に尽力、また開成学校初代校長（1873.12）、学務局長（1874.6）、文部省に復帰した東京書籍館・東京博物館（1875.3）の両館長を兼務し、1876 年には米国費府（フィラデルフィア）万博に田中の随員として渡米（1876.4）する。このように田中が畠山を重用した理由として、控えめな畠山の人柄を高く評価したこともあるが、木戸人脈につながる田中にとて、薩摩閥の総帥大久保利通との接点として、また畠山の恩師で文部省学監モルレーとも密接なつながりがあり、余人を持って代え難い存在であったことが考えられる。そのため畠山を酷使する結果となり、死期を早めたと言える。

注 1) 拙稿「東京書籍館成立と田中不二麿一大英博物館構想と書籍館の関わりを中心にして—」『図書館と出版文化 彌吉光永先生喜寿記念論文集』（同喜寿記念会 1977.9）pp.105-24

注 2) 明治 5 年 8 月 17 日（1872.9.19）、岩倉使節団は、ロンドン南郊の水晶宮を訪れる。こ

れは、1851年開催の万博会場（ハイドパーク）の象徴であった水晶宮を、1854年6月再生させたものであった。残念ながら1936年焼失し、現在は遊園地があるのみである。

典拠：松村昌家『水晶宮物語 ロンドン万国博覧会1851』（リプロポート 1986.6）
p.247

注3) 畠山義成（1842.10－1876.10.20）は1867年、杉浦弘蔵の変名で薩摩藩英國留学生の一員として町田、鯨島尚信（のち駐仏外交官）、森有礼等とロンドンに滞在、次いで森、鯨島と渡米、やがてラトガース大学に留学する（1868－71）。岩倉使節団には、現地参加。1876年の費府（フィラデルフィア）万博には、病躯を押して田中不二麿に同行するが、帰途船上で病没。なお彼の旧蔵書の主要部分（英・米書）は、その館長でもあった東京書籍館等を経て、現在国立国会図書館に残存する。

参照：拙稿「畠山文庫目録」『参考書誌研究』29（1985.3）pp.31-49

3. 岩倉米欧使節団と田中不二麿

岩倉特命全権大使（46歳、以下いずれも出発当時の満年齢）と木戸孝允（38）、大久保利通（41）、伊藤博文（30）、山口尚芳（29）の4人の副使を含む一行は、随員、留学生（5人の女子留学生を含む）など総勢107名であった^{注1)}。この中に、田中不二麿（26）も理事官の一人として、文部省の5人の随員とともに加わったのである。一行の横浜出港は明治4年11月12日（1871.12.23）で、サンフランシスコ到着が12月6日（1872.1.15）、完成してまもない大陸間横断鉄道（1869.5.10開通）を経由して、翌5年1月21日（1872.2.29）アメリカの首都ワシントンに到着する。したがって、岩倉使節団は明治6（1873）年9月23日の帰国まで約1年10か月、維新後間もない多難な日本政局から離れていたことになる。

岩倉大使一行の目的は、表敬訪問、それに日本近代化の参考にすべく欧米先進国の制度・文物に触れるとともに、幕末に結んだ安政条約改正交渉を翌年に控えその予備折衝を行うことにあった^{注2)}。一行はアメリカ国務省を相手に、条約改正交渉を開始する。またそのための全権委任状を求めて、大久保と伊藤両副使が明治5年2月から6月の4か月余（陽暦3－7月）をかけて、太平洋を往復するのである。もちろんその間、教育調査の面でいうと、岩倉らは初等・中等学校、障害児童施設、大学などを視察、教育行政の実態も調査しており、そのことは帰国後に刊行された出張報告書『米欧回覧実記』を見れば容易に分かることである。

ところで、岩倉使節団に、文部省からは田中不二麿文部大丞が理事官として、随員 5 名^{注3)}とともに参加する。調査対象として、各国の教育制度、各種の学校の実態を調査すると同時に、「博物府」、「図書庫」等が挙げられている。そこで田中は、当時ボストン近郊のアンドーバー神学校留学中の新島襄（当時、新島太。満 29 歳）の協力を得て、米国内の教育制度を精力的に見学、さらにヨーロッパの教育調査に当たった。ちなみに、新島と田中の出会いは、当時米国少弁務使森有礼の斡旋によるもので、以後両者の関係は緊密で、これに木戸も加わり、三者は終始親密な関係が保たれたようである。そしてその結果は、田中の理事官としての出張報告『理事功程』全 15 卷^{注4)}にまとめられるが、その草案作成者は新島と言われている。調査旅行の間、二人は同室のことが多かったようで^{注5)}、そのことも新島にとって精神的疲労が蓄積する原因にもなったのではなかろうか。ドイツではついに持病のリューマチが再発、田中の帰国後もドイツの有名な保養地ヴィースバーデンでしばらく静養を余儀なくされたほどであった（後述）。以下は、田中理事官が新島と調査見学した機関のうち、図書館、博物館に関する記事を、新島襄の「年譜」^{注6)}によって見たものである。

明治 5 年（以下、略）1 月 29 日（1872.3.8。以下、西暦年を略）朝、森有礼（駐米少弁務使）の紹介で田中文部理事官に会い、教育視察の通訳の依頼を受ける。

翌日、森、田中との協議の結果、「教育調査」に協力、日本の普通教育について「エッセイ」執筆を担当することになる。

2 月 7 日（3.15）田中および彼の随行員と教育局^{注7)}長官ジョン・イートン（John Eaton）を訪問、あわせて近くの女学校、ホワイト・ハウス、特許局を見学する。事務所で教育関係の最新報告書を入手。米国での親代わりの役を果たすハーディー夫妻宛の書簡で、森と田中からアメリカ北部の学校視察が終了後、欧州諸国の教育制度調査に同行を求められている旨を伝え、許可を求める。[同月 15 日（3.23）夫妻から、随行賛同の返書あり]

2 月 9 日（3.17）田中理事官と密接な接触協議の必要上、ワシントンに転居。同日、文部理事官随行の三等書記官心得の辞令を受ける。

2 月 11 日（3.19）田中らとスミソニアン・インスチチューションを視察し、その後田中と宿所のホテルで昼食をとりながら国民教育について論議する。そこで新島は、近代国家の市民は知性と「道徳上の主義」が必要であり、それにはキリスト教が最良である、と力説する。

2 月 14 日（3.22）木戸孝允^{注8)}、田中、イートン、それに日本人 4 人（文部省随員か）と、コロンビア・カレッジ（ジョージ・ワシントン大学の前身）を参観。夜（8：30）、宿所のホテルで木戸、イートンらと夕食を見る。

2 月 20 日（3.28）教育者ノースロップと使節団の会見に立会い、記録をとる。また、木戸

とも頻繁に会い、教育問題で意見交換する。

2月24日（4.1）午後5時 ワシントン出発、ハリスバーグ（ペンシルベニア州）のホテル宿泊。〔『木戸孝允日記』の同日の項にも、「鍋島公、田中、西島等発」とある〕

以後、煩瑣を避けるため、4月5日（1872.5.11）朝10時、ニュージャージー州ジャージー・シティ（ニューヨーク対岸）を出港するまでの2か月間に視察、見聞したところを列記する。
ペンシルベニア州

ハリスバーグ（州都）：州の公立学校制度について州教育長から意見聴取

フィラデルフィア：男子孤児院、自然科学アカデミー、刑務所、養老院、小・中学校

視察、州立精神障害者施設等見学、市教育行政担当者の意見聴取

マサチューセッツ州

ボストン：ハーヴァード大学、市内の公立学校、公共施設視察。書店で学校教科書購入

ボストン郊外：女学校、神学校、フィリップス・アカデミー（新島出身校）、アーモスト

大学（新島出身校）、農科大学、ノーサンプトン・インスチチューション等見学

コネチカット州 ニューヘイブン：イェール大学、州立学校等見学

ハートフォード（州都）・ニューブリテン地区 聾唖施設、精神病院、州立感化院、

師範学校、学校施設など見学

3月26日（5.3）午前 ニューヘイブンを発って、午後1時ニューヨーク到着。1週間同市に滞在して、英国に向かうのである。残念ながら、同市での訪問機関には言及がない。

4月15日（5.21）夜7時、無事英國リバプールに到着^{注9)}。以後マンチェスター、グラスゴー、エдинバラを経て、最後にロンドンに至る。

英國滞在中は、専門家の英國教育制度論に耳を傾けたり、英國文部省を訪問、幼稚園関係書の購入、学校、エдинバラ大学、大英博物館、オックスフォード大学、図書館・博物館、ケンブリッジ大学、さらにはグリニッヂ天文台等を精力的に見学する。その傍ら、議会など観光地巡りをこなすなど、そのエネルギーには目を見張る思いである。前述したように、田中も、新島もまだ20歳台の若さがそれを可能にしたのであろう。

田中のパリ到着は、ドーヴィー海峡を通って明治5年6月11日（1872.7.16）で、6月15日（7.20）にはスイスに向かう。文部省、大学とその付属施設、公立学校、盲聾学校、市立図書館、博物館なども視察して、7月1日（8.4）にはドイツ帝国の首都ベルリンに移る。さらに、7月6日（8.9）に帝政ロシアの首都サンクト・ペテルブルクに至る。そこでは、博物館、公立図書館、エルミタージュ宮殿の博物館を見学。その後、7月11日（8.14）ベルリンに帰り、フランクフルト、ケルンを経て、和蘭ハーグに到着するのは同月18日（8.21）で

あった。そこでは、地方視学官との意見交換、公立学校、幼稚園、博物館などの見学をする。7月30日（9.2）、デンマークのコペンハーゲンに着き、公教育担当大臣に会う。その後、旅程が記されていないので判然としないが、10月12日（11.12）全権大使からの理事官・随員宛の通達で、欧州調査終了後速やかに帰国することになった。父宛の新島書簡（1872.8.29^{注10)}の中で、ベルリン滞在中も、ドイツ学校制度の調査で多忙を極めている旨、書き記している。そこで、新島の各国学校制度についての復命書草案を受取った後、明治6（1873）年1月3日、田中はベルリンを出発、同年3月24日帰国するのである。一方、新島は持病のリューマチに悩み、ドイツのヴィースバーデンでしばらく養生^{注11)}をした後、英国リバプールを発って（9.2）、ニューヨークに9月14日到着、9月17日にアンドーバー神学校に復学する。

注1) 田中彰『岩倉使節団「米欧回覧実記」』（岩波書店 2002.12 岩波現代文庫）pp.2-3

参照：久米邦武編『特命全権大使 米欧回覧実記 1—5』田中彰校注 岩波書店 1977—82 5冊（岩波文庫）原書は明治11（1878）年10月、太政官記録掛刊行（博聞社発売）

注2) 大久保利謙編『岩倉使節の研究』（宗高書房 1976）pp.93-95。田中『同上書』pp.40-42.

注3) 大久保『同上書』pp.206-07。倉沢剛『学制の研究』（講談社 1979 c1973）pp.369-71

なお、理事官随員は次の5名。長与専斎（文部中教授）、中島永元（正七位 文部省七等出仕）、近藤鎮三（文部中教授）、今村和郎（文部中教授）、内村公平（文部省九等出仕）

典拠：大久保利謙編『同上書』p.167 及び田中彰『同上書』p.238

注4) 『理事功程』全15巻（文部省 1873-75 和15冊）の構成は次のとおりである。

1—2. 合衆国。3. 英国。4—7. 仏国。8—11. 独乙国。12. 和蘭国。13—14. 瑞士国。15. 瑞士国・塘国（デンマーク）・魯国（ロシア）

なお、大隈重信撰『開国五十年史 上』（原書房 1970 c1907 明治百年史叢書）所収（pp.703-48）の田中不二麻呂（？？）「教育頃談」（p.707）によれば、「當時留学生富田鉄之助氏余が為に能く通訳の勞を執れり。又余は在米中の新島襄氏を伴ひて米国諸州を巡視し、転じて欧土に航行し、各国の教育制度を探討し、大中小諸種の学校を視察せしが、其益する所のもの又鮮からざりき」とある。また、田中の『理事功程』に対する影の執筆者として新島襄の貢献について論じたものに、以下の論考がある。

尾形裕康『学制成立史の研究』（校倉書房 1973.3）pp.332-59（明治の学制と新島襄）

注5) 『新島襄全集 8 年譜編』（京都 同朋舎出版 1992.7）pp.109-13

「同上書」1872.4.10の項（p.88）には、「ワシントン出発以来、田中理事官と同室で、彼にキリスト教を説いていること、田中は漢訳聖書を読んでいること」を記す。

注 6) 『同上書』 pp.81-115

注 7) 米国では教育は各州に所属し、そのため州ごとに教育制度が異なる。米国の発展に伴い、国家発展の基盤として教育行政の不統一を反省、その第一歩として全国的な教育統計・年報の編纂を目的に、1867 年連邦教育省（Dept. of Education）が設置、翌年内務省教育庁（Office of Education）、さらに 70 年には教育局（Bureau of Education）となる。岩倉使節団訪米時は、ジョン・イートン（1829 – 1906）が第 2 代コミッショナー（1870 – 86）で、初代ヘンリー・バーナード（1811 – 1900。在任 1867 – 70）の後継者としてその任にあった。教育局のさまざまな障礙を克服しての全国的な調査を経て、初めて米国全体の学校数、就学生徒数が判明し、多大の成果を挙げる。全国の図書館統計も、これらの調査結果に基づいて公表されたものである。岩倉使節団一行の教育施設の見学、情報提供の面で協力するのが、このイートンである。また彼は、グラント大統領の友人でもある。

参照：橋本美保『明治初期におけるアメリカ教育情報受容の研究』（風間書房 1998.3） pp.53-77。及び Encyclopedia Americana, v.9 (2002), pp.739-41 (Education, U.S. Dept. of)

注 8) 『木戸孝允日記 2』（東京大学出版会 1967 c1933）p.214 に、「今日西島始て面会す同人は七八年前学業に志し脱て至此國時已に大学校を経此度文部の事にも着実に尽力せり可頼の一友なり」とある。なお、木戸は『同日記』明治 5 年 1 月 22 日（1872.3.1）の項で、「今日より 余兵部文部の事を主して関係せり」とあり、ワシントン滞在時から一貫して教育には重大な関心を持ち、使節団参加中も軍事とともに教育部門を担当していたことがわかる。

注 9) 岩倉大使のリバプール到着は、約 3 か月後の明治 5 年 7 月 13 日（1872.8.16）

注 10) 『新島襄書簡集』（同志社編 岩波書店 1966.3 (c1954) 岩波文庫）pp.88-90

注 11) 『木戸孝允日記 2』（1873.5.26 – 27）によると、木戸もわざわざ湯治中の新島に面会に訪れた。両者の親密さが窺われ、後の同志社英学校の京都開校（明治 8.11.29）に対する尽力を予見させる。木戸は、その開校 1 年半後に、変化にとんだ人生を京都で終える。

4. 小学校と図書館

明治 10（1877）年 12 月、時の文部大輔田中不二麿は、「公立書籍館ノ設置ヲ要ス」を『文部省第四年報』に発表し、以後各地に書籍館設置の動きが顕著になる。しかし、文部省による図書館調査で見ると、明治 32（1899）の「図書館令」公布以後、急速に図書館数、

所蔵総冊数、閲覧者総数とともに増加している^{注1)}。特徴的なのは、町村立図書館の形をとりながら、実態は小学校に併置されている場合が少なからず存在した、ということである。

ここで明治初期、小学校に付置されていた図書館（書籍館）をいくつか挙げてみよう。

福島県

相馬郡新地村に觀海堂文庫（学校図書館）設置：1872

私立金透図書館、郡山町金透小学校に付置（同校同窓会有志が設置）：1895^{注2)}

神奈川県

中郡金目小学校内（現在平塚市）に村立金目通俗図書館設立：1908.10（蔵書1300冊）

中郡相川小学校（現在厚木市）に村立通俗相川文庫設立：1910.4（蔵書2210冊）

高座郡寒川小学校内に寒川村図書縦覧所設立：1909.10（蔵書390冊）^{注3)}

石川県

河北郡教育会、津幡小学校、森下小学校に図書閲覧所付設：1904

鹿島郡中島村図書館、小学校に設置：1908

注4)

愛知県

海東西郡教育会、津島尋常高等小学校内に凱旋記念書籍館を創設：1895^{注5)}

大阪府

第一大区、第二大区の小学校2校に府書籍館設置：1876

注6)

島根県

大原小学校に大原郡私立教育会が図書館を設置し、郡内の各小学校に巡回文庫活動を実施：1899

注7)

山口県

山口上等小学校萩読書場の開設布達：1874

注8)

福岡県

小倉市立小学校教育研修会、小倉高等小学校に立教図書館開設：1910^{注9)}

なお、明治後期において、図書館が社会教育施設としてどのように設立されたかを、埼玉、千葉、群馬、石川、富山、高知、愛知、大阪の各府県について考察したものに、宮坂広作の研究がある^{注10)}。

以上の事例に窺えるのは、明治時代を通じて、庶民の読書施設として図書館を設置する場合、住民にとり最も身近な教育機関であった小学校が選ばれることが多い、ということである。もっとも参考までに、明治初年（明治6～8年設立）の小学校校舎を、「文部省年報」によって見ると、全国20,692校のうち、寺院借用が39.9%、民家借用32.8%、新築校舎

17.9 %の 3 者で 90.6 %を占める。残りは、神社、官庁会所、旧藩邸など微々たるもの（各 1 %以下）である。つまり、明治 8 年段階で小学校の約 91 %が仮校舎で開校したことになる。このことは、従来の寺子屋、私塾を母体に小学校が展開したことを物語っている^{注11)}。したがって、明治初期に全国一律に学校を設置しようとすると、地方ごとに独自の教育行政が許される英米独ではなく、ある意味で単純で、画一的な行政組織を持ったフランスがモデルになったのも理解できよう。それは同国が、先述したごとく幕府時代からなじみがあったこと、政治・経済的、軍事的にも英國と並んで世界の指導国とみなされていたこと、がある。もっとも、軍事面では、普仏戦争（1871）に敗れたばかりで、実態がまだ十分掴めていなかった時期でもあった。事実、田中の『理事功程』巻 4（フランス）には、次のごとく言う^{注12)}。

「成人学校ノ事」此学校ハ通常夜間教フル所ニシテ、或ハ小学ノ教ヲ受ケスシテ成長セル者、或ハ昼間小学校ニ出ル生徒ノ尚勉励スル者等ノ為ニ設ケ、素読、習字、文典、算術、図画、音楽等ヲ教フ。授教ハ大抵二時間ナリ。生徒ノ齡ハ十四五年ヨリ四十年ニ至ル。

此学校ノ授教洽及シ、有功ノ者ニハ必ス金錢、書籍、金銀ノ賞牌等ヲ以テ之ヲ賞ス

またこれに續く「書庫ノ事」には、以下のように記している。

大抵各区ノ小学校内ニ書庫一所ヲ設ク、書籍ハ皆教育ニ必要ナルモノニシテ、風俗ニ害アル書類ヲ除ケリ。何人ニテモ願ニ従テ右書籍ヲ借覧スルヲ許ス
小学校ニ入ル生徒ハ、通常貧民及ヒ家産中等ノ子女ナリ…

そしてさらに、「明治 5 年学制」など、明治初期の文部行政に大きな影響を与えたと言われる『仏国学制』にも、第一目「公書籍院」、第三条には、「公書籍院ニ、政府ノ費ヲ以テ維持スル者アリ、州費ヲ以テスル者アリ、区費ヲ以テスル者アリ」と言う^{注13)}。つまり、全国一斉に設置したコミュニティーの最小行政単位である小学校は、単に小学校の基本単位にとどまらず、一般庶民階層を対象にする社会教育面での基礎でもあった。そこから、日本近代化の拠点として小学校を考え、教育行政施設を立案するのも理解できる。その点でも、フランスは日本の教育モデルになりえたのであろう。もっとも、肝心のフランスで 1866 年の初等教育調査結果^{注14)}では、学齢児童 500 万人中、未就学者 90 万人、就学児童の 34 パーセントは半年程度の登校にとどまっていること、就学終了時点で 26 パーセントが読み書きが出来、13 パーセントが不能であること、徵兵適齢者の 30 パーセントが読む能力がなく、36 パーセントの夫婦（男子 28 %、女子 44 %）が署名もできないこと、を示した。ちなみに、当時ドイツでは署名が出来ない夫婦は 2 – 3 パーセント程度の由である。フランスで初等教育

の無償制と義務制を規定する法律は、1881年と1882年に成立する。

田中不二麿が、地域に根ざした学校教育制度とこれを補完する図書館（書籍館）について、決定的に影響を受けたのは、明治9（1876）年の米国出張である。このことを端的に言及するのが、明治10年1月に文部省が刊行した『米国百年期博覧会教育報告』4巻（和装本）である。1876年5月10日から11月10日までの6ヵ月間、フィラデルフィアで米国建国百年記念万国博覧会^{注15)}が開催され、日本からも参加する。これに文部省は教育参考資料を出品する。当時、文部大輔として省の最高責任者であった田中不二麿は、明治10年代に教育博物館、図書館行政に活躍する手島精一（1849－1918）、畠山義成（第2章注3を参照）ら随員4名とともに参加し、その結果を上記『教育報告』にまとめるのである。19世紀後半の米国社会では、工業化が急速に進み、工場労働者、外国移民が激増し、都市問題が深刻になって来た時期である。青少年犯罪など都市犯罪の増加対策として、1872年禁酒党が結成され、禁酒運動も盛んとなる。そのため、問題解決を探るための研究所の設立も課題であった。この時期に、田中が米国各州の教育事情を調査したのである。学校教育と共に、図書館、博物館の教育的機能に注目し、帰国後東京博物館を「東京教育博物館」と改称するのも、その一端である。それを考えると、以下に紹介する「報告書」中で、「書籍館」が学校教育を補完するものとの主張も理解できる。

彼は、図書館について次のように言う。

「公共書籍館（パブリックライブラリー）」とは、「何人ニテモ代料ヲ払ハスシテ縦覧スルコトヲ得ル書籍館」であること。

その「人民教育ヲ助クルノ益多キハ」、40年以前から米国人の通説で、ニューヨーク州、マサチューセッツ州で「公共書籍館」を設置して以来、これに倣う州は殆ど20州に及び、さらに増加傾向にあること。

現在、「米国内ノ都府ニハ殆ント公共書籍館ノ設ケ有ラサル所無ク、山村埜邑ノ貧民ニテモ現今書籍ヲ得ルコト難カラス」と述べる。

次いで、100年前と比較することにより問題解決を探る。

まず、建国当時は、過少人口、鉄道・通信施設の未整備、したがって書籍の入手困難、出版印刷業の未発達の状況があり、「無謝小学ヲ設ケ、広ク人民ヲ教育スルノ論、未タ起ラサリシヲ以テ、公共書籍館ヲ置キ、無代価ニテ縦覧セシムルノ思想モ未タ生セサリキ。故ニ当時ノ書籍館ハ大抵学校若クハ社中ノ私有タリ。蓋シ、人民無謝教育ノ益ヲ熟知シタル後ニ非サレハ、公共書籍館ノ利アルヲ鮮スルコト能ハス」と結論する。

19世紀中葉の米国では禁酒運動が盛んで、1846年から55年当時メイン州をはじめ13州で禁酒法^{注16)}が制定されており、その結果街頭で酒店、酔人を見かけない。「工人（ショク

ニン）其妻子ヲ携へ、書籍館ニ行テ書ヲ閱シ、父子夫婦団欒シテ共ニ樂ムヲ見ルノミ」と、「公共書籍館」の設置と禁酒法制定の効果を高く評価する。

興味深いのは、「風俗ヲ害スル書籍」について、「當時ノ人情世態ヲ後世ノ史家ニ伝フルハコレ亦一理ナシトセス」と一応認めながらも、租税で維持する「書籍館」は広く「人民ノ利便ヲ謀ラス、妄ニ無益ノ書籍ヲ購求スルノ理アランヤ」と指摘する。「市邑ノ書籍館」は、「居民ノ志好ニ適セル書類ヲ備へ、徒ニ高尚ノ奇書ヲ藏スルハ宜シカラズ」とし、「間々多クノ稗史小説人心ヲ壞ナフノ書類ヲ備へ、人民ノ娯楽ニ供スルモノアリ」と、租税を徒に娯楽に提供し、利害得失を問わない理屈があり得ない。

最後に、「畢竟、市邑ノ書籍館ハ、小学校ヲ補助スルノ具ニシテ広ク人民ノ志好ヲ高尚ナラシムルヲ務トスヘシ」と、「公共書籍館」は小学校の補助機能を果たすことを、明確に言及する。田中は、米国から帰国して間もない明治10年12月、『文部省第四年報』の「公立書籍館ノ設置ヲ要ス」^{注17)}で、「公立学校ノ設置ト公立書籍館ノ設置トハ、固ヨリ主伴ノ関係ヲ有シ、互ニ相離ルヘキニ非ス」と論じ、公立学校の設置が「稍多キヲ加フルノ秋に際シ、独り公立書籍館ノ設置甚タ少ナキハ教育上ノ欠憾ト謂ハサルヲ得ス」と言う。そこで、地方教育者の奮起を促している。これを見ると、田中の論調は一貫して学校教育のいっそうの充実を図る意味で、「公共書籍館」の設置を考えていることが明確である。

注1) 文部省『学制八十年史』(大蔵省印刷局 1954.3) pp.1084-85

注2) 『近代日本図書館の歩み 地方編』(日本図書館協会 1992.3) p.116

注3) 『同上書』p.247, p.266。

『神奈川県教育史 通史編上巻』(同県教育委員会 1978.3) p.491

注4) 『同上書』p.316

注5) 『同上書』p.398, p.415

注6) 『同上書』pp.476-77, p.496

注7) 『同上書』p.577, p.587

注8) 『同上書』p.622, p.636

注9) 『同上書』p.727

注10) 『近代日本の社会教育』(明石書店 1994) (宮坂広作著作集1) pp.40-52

注11) 海後宗臣『明治初年の教育—その制度と実体』(評論社 1973.1) pp.170-73

注12) 『理事功程』卷4 仏国 (文部省 1875) p.11

注13) 『仏国学制 附録上編』(河津祐之訳 文部省 1876.2) p.2 : 第1綱「学術及ヒ文学ニ関係セル物品ヲ貯蔵セル公館舎」の項。ちなみに、第一条、第二条には以下の規定がある。

学術及ビ文学ニ関涉セル館舎（エタブリスマン）

○第一綱 学術及ビ文学ニ関涉セル物品ヲ貯蔵セル公館舎

学校ニ於テ教フル所ノ学科ノ外ニ、又人智ヲ広ムルノ豊泉アリ、即文書（ドキウマン）及ヒ識見ヲ博ムルノ物品ヲ学士ニ給シ、又技術ノ臨本ヲ術士ニ示ス所ノ貯蔵所ヲ云フ、此館舎ノ大半ハ、又其中ニ講席ヲ設置シテ、生徒ヲ教授ス、

第一条 区ノ官員ハ、文書証券ノ貯蔵所、及ビ書籍院ヲ保護スペシ、千七百九十一年八月十三日及ビ十九日ノ法

第二条 書籍院、博覧館（ミュゼオム）、博物館（カビネーデストワールナチュレル）、其他学術ニ関セル物品ノ貯蔵所ヲ設置セル建物（バーチマン）ノ内ヘ、武器、焰硝ノ製造所、又ハ牧草其外燃易キ物品ノ貯蔵所ヲ設置スルヲ禁ズ、共和三年第三月三日（=西暦 1794、11.23）ノ法第一条

注 14) 世界教育史研究会『フランス教育史 II』（講談社 1978（c1975）世界教育史大系 10）p.99。無償・義務制については、吉田正晴『フランス公教育政策の源流』（風間書房 1977）pp.302-06

注 15) 『国立科学博物館百年史』（同博物館編 第一法規出版 1967.11）pp.62-63。
吉田光邦『万国博覧会—技術文明史的に— 改訂版』（日本放送出版協会 1985.3）pp.78-81

注 16) 禁酒法：長期にわたる禁酒運動の結果、1919年1月米国禁酒法が制定される。結局、ルーズベルト（F. D.）政権が成立し（大統領就任は3月4日）、民主党が多数党となる 1933 年 2 月 20 日、禁酒法撤廃の憲法修正が成り、それ以後は各州の政策課題に移る。

『世界歴史事典 3』（平凡社 1956）p.109「禁酒法」（中屋健一）の項

清水博編『アメリカ史 新版』（山川出版 1969 世界各国史 8）p.219, p.275

注 17) 小川 徹・山口源治郎編『図書館史 近代日本篇』（教育史料出版会 1998.3 新編図書館学教育資料集成 7) pp.36-37

おわりに

田中不二麿は、薩長土肥に属さず、江戸幕府に若干距離を置く親藩、尾張藩の出身者として、初期の明治政府内で独自の役割を果たした。文部行政官僚として働いた者も多い。その中でも、田中の活動は出色である。彼の思想を総括すると、以下のように思われる。

先ず教育制度の基本的単位である小学校制度を育成し確立を目指す必要があること、同時に、「人民教育」の基盤として図書館（書籍館）の重要性に着目するが、それは学校制度の補完的機能を果たすものだ、と考えるのである。そこには、多様な当時の米国社会を見て、政治的、経済的、社会的制約の中で、地域にあった無理のない人づくりを目指すことが、その時期の教育政策のあるべき姿と認識していたと考えられる。後日談であるが、明治憲法發布の日、時の文部大臣森有礼が永田町の大蔵官舎で刺され、その後任にイタリア公使（当時）田中不二麿が巷間で有力候補に議せられた。文部行政の任を解かれて10年後に、田中がなお教育行政の権威として、一般の脳裏に残っていたことを物語るものもある。

参考文献（上記引用文献を除く）

- 金子照基『明治前期教育行政史研究』風間書房 1967 403p.
- 国立教育研究所『日本近代教育百年史 1. 教育政策(1)／7. 社会教育(1)』教育研究振興会 1974 2冊 (1319, 1315p.)
- 『講座日本教育史 2 近世I／近世II・近代I』第一法規出版 1984 406p.
- 唐沢富太郎『図説教育人物事典 日本教育史のなかの教育者群像』ぎょうせい 1984 3冊
- 堀松武一編『日本教育史』国土社 1985 286p.
- 明治文化研究会『明治文化全集 11 教育篇』日本評論社 1992 (c1928) 587p.
- 上沼八郎・犬塚孝明編『新修 森有礼全集 4』文泉堂書店 1999.4 603p.
- 鯨島文書研究会『鯨島尚信在欧外交書簡録』思文閣出版（京都） 2002.2 625p.
- 泉 三郎『「米欧回覧」百二十年の旅 岩倉使節団の足跡を追って・米欧編／欧亞編』国書出版社 1993 2冊
- イアン・ニッシュ（Nish, Ian）編『欧米から見た岩倉使節団』麻田貞雄他訳 ミネルヴァ書房 2002.4 263, 42p. (日本史ライブラリー 12)
- 岩倉使節団の会『岩倉使節団の再発見』思文閣出版 2003.3 263p.
- 芳賀 徹編『岩倉使節団の比較文化史研究』思文閣出版 2003.7 339p.

Tanaka Fujimaro and Japan's Educational Administration in the Early Meiji period

Takaaki Nakabayashi

Educational policies in modern Japan, especially in the early Meiji period, were led by Tanaka Fujimaro, Deputy Minister of Education. At the first time, France was the model of education policies in Japan. Its example was Gakusei (national educational system) enforcement (Imperial Ordinance). In those days, Tanaka participated in the Iwakura Mission, led by Iwakura Envoy Extraordinary and Ambassador Plenipotentiary to the United States and European countries, as commissioner of Education Department. He eagerly conducted educational research in both continents with his staff during 1872-73. And again, he traveled to the United States to take part in the Exposition Fair in Philadelphia, in commemoration of American Centennial Foundation year in 1876.

At both times he was impressed with American flexible educational systems, including libraries, small school districts and social institutions, and a variety of state initiatives. In 1879, he enacted the Imperial Educational Ordinance based on the principle of independence for local communities in elementary schools and educational institutions. As a result, his policy was denied by the government of the day, and he was transferred to another post (Minister of Justice).